

まちなか再生を重点方針 ～本庄市立地適正化計画の施策について～



本庄駅自由通路等改修事業 ★都市計画課 ☎1136

本庄駅の南北をつなぐ自由通路や南口複合施設（インフォメーションセンターや待合室、市営駐輪場のある施設）のリニューアルを行います。

自由通路

本庄駅自由通路は整備から30年近くが経過しており、今回の改修でエレベーターや照明、内装を刷新する予定です。明るく安全・安心にお使いいただけるよう改善し、市の顔にふさわしい空間へ。



複合施設

インフォメーション機能の充実や、駅周辺における情報発信力の強化に加え、駅利用者が集い、交流する賑わいの場へと生まれ変わります。



新規 空き店舗ゼロプロジェクト

かつて賑わいをみせたまちなかの商店街は経営者の高齢化や後継者不足などで空洞化が進んでいます。そこで空き店舗ゼロプロジェクトチームを立ち上げ、地域プロデューサー等のアドバイスのもと、空き店舗になっている店舗所有者の思いを共有し、創業希望者の創業プランと空き店舗をマッチングさせるなど空き店舗の解消に取り組み、商店街エリアの魅力を向上させます。

プログラム

- ▶他市町村の成功事例等の研究
- ▶プロジェクトで検討する商店街のエリアを選定
- ▶がんばっている個店を研究
- ▶空き店舗の現状把握（調査）
- ▶強み・弱みの分析
- ▶エリアのビジョン策定



空き店舗を活用し、賑わいを演出します。

★商工観光課 ☎1175

新規 道路後退用地建築物等の移転等補助金

住宅などの建築物の敷地は、幅員4m以上の道路に間口2m以上接する必要があります。また、接する道路の幅員が4m未満の場合は、原則、中心線から2mのセットバックをする必要があります。このような狭い道路はまちなかに多く、円滑な建替えを遅らせるとともに、災害時の消防活動などに支障を生ずるおそれがあるなど、安全面でも大きな課題となっています。

そこでセットバックに要する費用を支援し、住宅更新や土地の流動化を促進させるため、最大50万

円を補助するものです。
補助額 最大50万円

ポイント

- ①道路後退用地にある建築物、ブロック塀などの移転や除却に係る費用に対し、最大50万円の補助。
- ②補助エリアは、3駅の居住誘導区域とします。



★道路管理課 ☎1135



エリア 拡大 まちなか再生事業補助金 (旧中心市街地等整備事業補助金)

民間団体*1が行う既成市街地*2やその周辺で実施されるまちづくり事業*3の経費を補助します。

補助額 最大20万円（初めて交付を受ける場合10万円）

主な変更点 立地適正化計画の策定に合わせ、対象区域を「本庄駅周辺居住誘導区域」及び「児玉駅周辺居住誘導区域」に拡大。これまで対象区域外だった

た旧本庄商業銀行煉瓦倉庫やアスパアこだま等を活用したまちづくり事業も対象になります。

*1 複数名で組織される民間の団体で、規約を有し、予算と事業計画のもとに継続して活動している団体。

*2 既成市街地とは、立地適正化計画に定める「本庄駅周辺居住誘導区域」及び「児玉駅周辺居住誘導区域」をいう。

*3 まちづくりに係るイベントや研修会の開催、調査・研究に要する経費等。

★都市計画課 ☎1136



施策メニュー

【施策の柱1】

拠点の魅力・活力の向上

- ①本庄駅周辺の市街地整備推進
- ②観光まちづくりの推進
- ③既存ストックの利活用促進
- ④都市再生整備計画事業の活用

【施策の柱2】

都市機能の誘導・充実

- ①誘導施設の立地誘導に係る市の支援策
- ②その他国等の支援制度の周知・活用
- ③誘導施設に係る届出制度の運用

【施策の柱3】

居住促進

- ①居住環境整備の推進
- ②既存ストックを活用した居住促進策の推進
- ③その他居住促進に係る市の支援策
- ④居住に係る届出制度の運用

【施策の柱4】

公共交通の維持・充実

- ①公共交通ネットワーク構築
- ②拠点間の基幹的なバス路線のサービス水準の維持・向上

本庄市では、集約型都市構造を構築し、持続可能な都市を実現することを目的とし、「まちなか再生」を重点方針とした「本庄市立地適正化計画」を平成30年3月に策定しました。広報ほんじょう4月号に引き続き、今月号では計画遂行に向け平成30年度から始まる施策を紹介いたします。まずは、人口減少・高齢化が

急速に進展するまちなかで、その好立地を活かした居住施策や既存ストックの利活用促進等を推進していきます。概ね5年ごとに誘導施策等の実施・進捗状況について評価を行い、計画の進捗状況や妥当性等の検証を行います。その結果を踏まえ、立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を検討していきます。

新規 まちなか再生宅地開発補助金

補助額 最大2,000万円

主な内容 マンションや一戸建て住宅で、3戸以上の分譲のために宅地開発を行う民間事業者に対して、最大2,000万円の補助金を交付することにより、民間開発を積極的に後押ししようとするものです。

ポイント

- ①個人による単なる個別建て替えではなく、一定の「まちづくり」が行われるという観点から、3戸以上の分譲開発をその対象とすること。
- ②補助金の限度額については、公的支援という観点から、宅地開発で整備される、道路等の公共施設見合いの金額をその限度とすること。



まちなかは空き家や空き地が多く、なかなか宅地開発が進みません。しかし、まちなかへ居住を誘導するには、良好な宅地開発が欠かせません。



★都市計画課 ☎1136

←このマークは、事業を展開するエリアを示しています。